

(平成25年2月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月30日から同年7月1日まで

申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かったが、A事業所B工場から本社に転勤し、同事業所で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C事業所（A事業所が名称変更）が提出した人事異動通知及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和38年7月1日にA事業所B工場から同事業所本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B工場に係る昭和38年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成15年6月1日から16年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を15年6月から16年8月までは26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月1日から19年6月26日まで

申立期間に係る申立事業所での標準報酬月額が、実際に得ていた給与よりも低額になっていることが分かったので、給与の額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成15年6月1日から16年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、15年6月から同年10月までは、26万円と記録されていたところ、同年11月10日付けで、同年9月1日の定時決定が取り消され、同年6月1日に遡って9万8,000円に訂正処理されていることが確認できる。

また、A事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる。

さらに、A事業所と顧問契約のあった社会保険労務士事務所は、「申立期間当時、A事業所では社会保険料の滞納があり、遡及訂正について社会保険事務所の職員の指導のもと、行われたと記憶している。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間のうち平成15年6月から16年8月までに係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要であると認められる。

一方、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成16年9月

1日)で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については上記訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成16年9月1日から19年6月26日までの期間に係る申立人の標準報酬月額について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出したA事業所における給与明細書から、当該期間について、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与を得ていたことは確認できるものの、当該期間に係る厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う額であることが確認できる。

さらに、A事業所に係るオンライン記録では、当該期間について、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が当該期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 52 年 7 月 13 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8 万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月 13 日から 52 年 7 月 13 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。雇用保険の記録どおり昭和 52 年 7 月 12 日まで A 事業所で働いていたことは間違いのないと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 事業所の同僚は、「申立人は在職中に結婚、出産し、夫の転勤に伴って、退職した。」と証言しており、申立人の戸籍謄本から昭和 52 年 \* 月 \* 日に長男を出産していることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録によれば、申立人の A 事業所における離職日は、昭和 52 年 7 月 12 日であることが確認できることから、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

さらに、A 事業所の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、昭和 51 年 7 月 13 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、同年 10 月 1 日に標準報酬月額の定時決定が行われている。この定時決定の記録を前提とすると、申立人が同年 7 月 13 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

加えて、申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失したとする昭和 52 年 7 月に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 52 年 7 月 13 日に厚

生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における厚生年金保険被保険者原票の昭和51年6月及び同年10月の記録から、8万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月31日から39年1月1日まで

申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かったが、昭和38年1月頃にA事業所はB事業所に吸収合併され、申立期間も同じ事業所で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B事業所（A事業所の後継事業所）の回答及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和39年1月1日にA事業所からB事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和38年11月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A事業所は昭和38年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、複数の元同僚は、「A事業所はB事業所C営業所に社名が変わったが、継続して勤務しており、昭和38年12月31日前後において、勤務地及び従業員の顔ぶれに変わりはない。」と証言している上、元給与事務担当者であった申立人は、「従業員全員の給料から1か月だけ社会保険料を控除しなかったような覚えはない。」と主張している

ことから、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 60 年 3 月まで

私と妻の国民年金保険料は、いつも店の釣銭などを持ってきてくれた金融機関の職員に渡していた。申立期間に係る妻の保険料は、納付済みとされているのに私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の妻は、いつも夫婦二人分の国民年金保険料を店の釣銭などを持ってきてくれた金融機関の職員に渡していたとしているところ、オンライン記録から、申立期間直後の昭和 60 年 4 月から 63 年 4 月までの期間に係る申立人及び申立人の妻の保険料収納年月日は、それぞれ異なっていることが確認できる。

また、上述の金融機関から提出された申立人の申立期間に係る口座の取引履歴を示した「要求払預金元帳」から、申立期間のうち昭和 57 年 2 月から 60 年 3 月までの期間に係る一人分の国民年金保険料が口座振替されていることが確認できるものの、当該期間のうち 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間に係る保険料の取引日は、オンライン記録における申立人の妻の保険料収納年月日と一致している上、申立人の申立期間直後の 60 年 4 月から 63 年 4 月までの期間に係る保険料は、毎月定期的に納付されておらず、過年度納付されている時期や 1 年分を年度末に一括納付されている時期もあることがオンライン記録上確認できることから、申立期間当時、申立人の保険料が口座振替により納付されていたとは考え難い。これらのことから、申立人の「要求払預金元帳」における口座振替による保険料納付記録は、申立人の妻の保険料のことであると考えるのが自然である。

さらに、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）及び申立人が申立期間当時居住していた市の電算記録でも、申立期間の保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬も無い。

加えて、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、ほかに国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和3年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月から51年3月まで

私は、65歳の時に年金受給についてはがきが来たので市役所に出向くと、窓口で国民年金保険料の未納があると言われたので、市の職員に持参した領収書を確認してもらったところ、保険料は全て納付済みであるとの説明を受けた。

しかし、今年になって年金事務所から、未納期間があると言われたことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初、新聞を見てその妻と相談して国民年金に加入したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号はその妻と連番で払い出されており、同記号番号の前後の被保険者の状況から、申立人の加入手続は昭和53年7月頃に行われたものと考えられ、申立人に別の同記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、この頃初めて行われた加入手続により、36年4月1日に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、申立人は、加入手続が行われるまで、国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、申立期間前である昭和36年4月から43年3月までの期間及び同年10月から47年9月までの期間について、第3回特例納付により、半年分ずつの国民年金保険料をほぼ毎月の割合で合計22回納付しており、申立期間後の51年4月から53年3月までの保険料を加入手続時期と考えられる同年7月に過年度納付していることが特殊台帳（マイクロフィルム）において確認できるものの、申立期間は未納とされている上、市の被保険者名簿においても同様に未納とされている。

さらに、申立人は、昭和3年\*月生まれであるため、保険料を納付すべき期間

は23年(276か月)の短縮措置の対象者とされているところ、第3回特例納付及び過年度納付により納付済みとなった申立期間前後の期間(156か月)と加入手続が行われたと考えられる53年度から60歳到達前月までの納付済期間(122か月)を合計すると、年金受給要件を満たす期間(278か月)となる。このことから、申立人は、年金受給要件を満たすのに必要な期間のみ納付し、申立期間の保険料までは納付しなかったと考えても不自然ではない。

加えて、申立人と同年生まれであり、申立人と同時期に加入手続を行ったと考えられる申立人の妻は、申立人とほぼ同期間について第3回特例納付及び過年度納付をしているが、申立期間は未納となっている。

このほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、毎月、納付書を用いて金融機関で納付していたと主張するのみで、保険料納付に係る具体的な内容についての供述は得られなかった上、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。